

一般財団法人 静岡県サッカー協会中西部支部規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本支部は、一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部と称し、事務局を理事長の指定した所に置く。

(上部団体)

第2条 本支部は、一般財団法人静岡県サッカー協会寄付行為細則第9条により組織されたものである。

(組織)

第3条 本支部は、焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・榛原郡をもって組織し、公益財団法人日本サッカー協会並びに一般財団法人静岡県サッカー協会の統括を受ける。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本支部は、静岡県中西部支部を統括し、サッカー競技の普及及び振興を図り加盟団体及び地域住民のサッカー競技への理解と昂揚を図ると共に、相互の理解と健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) サッカー競技大会の主催、主管並びに後援
- (2) 競技技術の研究及び競技者の指導育成
- (3) 審判技術の研究及び審判員の指導育成
- (4) 競技施設拡充整備の推進
- (5) 大会、その他事業に関する記録の作成及び保管
- (6) その他本支部の目的達成に必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第6条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名 (協会運営上必要と認めた者を会長が指名する。)
- (3) 理事長 1名

- (4) 副理事長 若干名 (各地区理事長)
- (5) 理事 若干名 (各種別委員、委員会より選出及び理事長が指名する者。)
- (6) 総務 1名
- (7) 庶務 若干名
- (8) 会計 1名
- (9) 監事 (若干名)

2 本支部に顧問・参与を置くことができる。

参与の任期は就任から6年とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本支部を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 理事長は理事会を組織し、日常の業務に従事し、会務を掌理する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代理する。
- (5) 理事は理事会を組織し、本支部の業務を議決し、執行する。
- (6) 総務は本支部の事務業務を行う。
- (7) 庶務は総務を補佐し、本支部の事務業務を行う。
- (8) 会計は本支部の会計業務を行う。
- (9) 監事は本支部の業務及び資産に関し、それぞれの監査業務を行う。

(役員を選出及び任期)

第8条 役員は理事会で推挙し、総会で決定する。任期は2年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、前項により補充し任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(総会の招集等)

第9条 総会は年1回定期に会長が招集する。ただし、必要な場合には臨時に召集することができる。

2 総会は加盟登録チームの3分の2以上の出席によって成立する。ただし、委任状を認める。

3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決める。

(総会)

第10条 総会の議決を経なければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) 分担金の決定

(6) その他重要なことで、議決を要する事項

(理事会の招集等)

第 11 条 理事会は月 1 回理事長が招集する。なお、必要な場合には臨時に召集することができる。

2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長がこれを決める。

(理事会)

第 12 条 理事会は第 6 条の役員によって構成する。

2 規約に定める事項のほか、業務の遂行に関する事項を審議し、議決機関の決裁を経て執行する。

(専門委員会等)

第 13 条 本支部の事業遂行のため、理事会の議決に基づき、次の専門委員会を置く。

(1) 専門委員会

1 種 (社会人)、2 種 (高校)、3 種 (中学)、4 種 (少年)、女子、シニア、キッズ、トレセン、フットサル、中西部リーグ (1 種)、チャレンジド、登録、技術、審判、広報、事業推進運営、規律、医事

2 委員会等の構成は、委員長及び担当委員若干名とする。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 14 条 本支部の資産は、次のとおりとする。

(1) 分担金

(2) 交付金

(3) 事業に伴う収入

(4) 寄付金品

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 15 条 本支部の資産は、理事長が管理し保管する。

(事業報告及び収支決算)

第 16 条 本支部の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し理事会、総会及び監事の承認を経て、一般財団法人静岡県サッカー協会寄付行為細則第 12 条により県協会に報告する。

2 本支部の収支決算に余剰金のあるときは、理事会の承認を経て翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 17 条 本支部の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し理事会、総会及び監事の承認を経て、一般財団法人静岡県サッカー協会寄付行為細則第 12 条により県協会に報告する。

2 本支部の事業計画及び収支予算を変更しようとする場合は、理事会の承認を得る。
(会計年度)

第 18 条 本支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

第 6 章 加盟団体・個人

(加盟)

第 19 条 本支部の主旨に賛同する団体・個人は理事会の承認を経て、加盟団体又は個人となることができる。

(資格停止・除名)

第 20 条 加盟団体・個人が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを資格停止又は除名することができ、一般財団法人静岡県サッカー協会に報告するものとする。

(1) 本支部の名誉を傷つけ、支部の行事及び事業に非協力若しくは、その目的に違反する行為があったとき

(2) 本支部の組織を議決を得ずに、支部の名称を使用したり、事業を行った場合

(分担金)

第 21 条 各地区協会は、毎年定められた分担金等を期日までに納入しなければならない。

第 7 章 規約の変更

(規約の変更)

第 22 条 本規約は理事会及び総会において、それぞれ 3 分の 2 以上の議決がなければ変更できない。

第 8 章 補 則

(細則)

第 23 条 本規約の細則は別に定める。

(附則)

1 本規約は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 本規約は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 本規約は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 本規約は平成9年4月1日から施行する。

(附則)

1 本規約は平成12年4月1日から施行する。

(附則)

1 本規約は平成18年4月1日から施行する。

(附則)

1 本規約は平成23年4月1日から施行する。

(附則)

1 本規約は平成26年4月1日から施行する。

ただし、第6条第2項は平成27年度より適用する。